

佐賀県自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって県民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会に寄与するため、「自殺対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺の実態把握に関すること
- (2) 自殺の事前予防や危機対応に関すること
- (3) 事後対応(自死遺族の心のケア)に関すること
- (4) 関係機関における役割と連携に関すること
- (5) その他、自殺対策に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が会議の議事を総理する。

- 2 会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この要綱は、平成14年 5月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年 9月 5日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年 9月 5日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年 9月 2日から施行する。

附則 この要綱は、令和 元年 8月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 8月 5日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5年 8月30日から施行する。

別表

佐賀県自殺対策協議会委員

	所 属	役 職
1	佐賀県医師会	副会長
2	佐賀大学医学部 精神医学講座	教授
3	佐賀大学医学部 救急医学講座	教授
4	佐賀大学 学生支援室	副室長
5	佐賀県精神科病院協会	会長
6	肥前精神医療センター	院長
7	佐賀県看護協会	副会長
8	佐賀県薬剤師会	副会長
9	佐賀県弁護士会	子どもの権利委員会 委員長
10	佐賀ビッグフット	代表
11	佐賀いのちの電話	事務局長
12	佐賀県公認心理師協会	産業・組織委員会委員長
13	佐賀労働局 労働基準部健康安全課	課長
14	佐賀労働局 職業安定部職業対策課	課長
15	佐賀県市長会	事務局長
16	佐賀産業保健総合支援センター	所長
17	佐賀県中小企業団体中央会	事務局長
18	佐賀新聞社	編集局長
19	佐賀県民生委員・児童委員協議会	理事
20	佐賀県	副知事(会長)
21	佐賀県健康福祉部	部長
22	佐賀県県民環境部くらしの安全安心課	参事
23	佐賀県保健福祉事務所	所長
24	佐賀県精神保健福祉センター	所長
25	佐賀県学校教育課生徒支援室	副室長
26	佐賀県保健体育課	副課長
27	佐賀県警本部生活安全部	管理官